

令和6年8月30日

令和7年度の財政投融資計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

1. 令和7年度の財政投融資計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	2,004	1,950	54	2.8
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	2,004	1,950	54	2.8

2. 財政投融資計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度末 残高(見込)	令和6年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	4,474	2,619	1,855	70.8
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	4,474	2,619	1,855	70.8

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	2,004	1,950	54
(内訳) 指定金融機関への貸付け	2,004	1,950	54

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	2,004	1,950	54
(財源) 財政投融资	2,004	1,950	54
財政融資	2,004	1,950	54
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	—	—	—
一般会計補助金	1	1	△0
エネルギー特別会計補助金	4	4	—
貸付回収金	149	142	7
借入金償還	△149	△142	△7
その他	△5	△5	0

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

【特定事業促進円滑化業務（平成22年8月16日開始）】

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「低炭素投資促進法」という。）」により、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するもの（以下「特定事業」という。）を事業者が実施するために必要な資金を、銀行その他の政令で定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、「特定事業は、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である大規模かつ中長期の安定的資金を要する事業」（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する基本方針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【事業再編促進円滑化業務（平成26年1月20日開始）】

「産業競争力強化法」により、公庫は、産業競争力強化の観点から、事業再編を事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、「事業者が戦略的な事業再編を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（事業再編の実施に関する指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【事業適応促進円滑化業務（令和3年8月2日開始）】

「産業競争力強化法」により、公庫は、経済社会環境の変化に対応するDXやカーボンニュートラルといった事業適応の取組みを事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付け及び利子補給金の支給（カーボンニュートラルの取組みに限る。）を行うことができることとされている。

これは、「事業者が戦略的な事業適応を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（事業適応の実施に関する指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【開発供給等促進円滑化業務（令和2年8月31日開始）】

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「5G促進法」という。）」により、公庫は、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされてい

る。

これは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行う事業者に対して「民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【事業基盤強化促進円滑化業務（令和3年8月24日開始）】

「造船法」により、公庫は、生産性向上の促進等による事業基盤強化の取組みを造船等事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、「事業基盤強化のために必要な資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（事業基盤強化の促進に関する基本方針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【導入促進円滑化業務（令和3年8月24日開始）】

「海上運送法」により、公庫は、安全・環境性能等の一定の性能を有した高品質な船舶である特定船舶の導入を事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、「特定船舶の導入のために必要な資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（特定船舶の導入の促進に関する基本方針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【供給確保促進円滑化業務（令和5年1月13日開始）】

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「経済安全保障推進法」という。）」により、公庫は、特定重要物資等の安定供給確保のための取組みを事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、「特定重要物資等の安定供給確保のための取組みに必要な資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（供給確保促進円滑化業務等実施基本指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

該当なし。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

指定金融機関に長期の資金を供給すること等によって、指定金融機関は円滑な資金供給を行うことが可能となる。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

指定金融機関には、必要な資金を供給する特定事業促進業務、事業再編促進業務、事業適応促進業務、開発供給等促進業務、事業基盤強化促進業務、導入促進業務又は供給確保促進業務を適正かつ確実に実施することが求められる。これらの業務は特に政策上の措置を受けて行う業務であることから、指定金融機関によって長期にわたり適切かつ安定的な資金管理等が行われるよう指定基準が定められている。

また、指定金融機関の信用リスクについては、低炭素投資促進法、産業競争力強化法、5G 促進法、造船法、海上運送法及び経済安全保障推進法において、主務大臣は指定金融機関に対する検査・監督権限を有していることから、その適切な行使によって指定金融機関の健全性をチェックすることができるため、償還確実性は担保されている。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和5年度については、財政投融資計画2,367億円(=財政融資資金)に対して、実績はなかった。

(各業務の状況)

- ・ 特定事業促進円滑化業務については、新規に認定する計画に基づく資金需要を見込んでいたところ、円安や物価高等を背景に、ツーステップ・ローンの活用を希望する認定計画の策定に至らなかった。
- ・ 事業再編促進円滑化業務及び事業適応促進円滑化業務については、新規に認定する計画に基づく資金需要を見込んでいたところ、円安や物価高等の影響を背景に、ツーステップ・ローンの活用を希望する認定計画の策定に至らなかった。
- ・ 開発供給等促進円滑化業務については、過年度に認定した計画及び新規に認定する計画に基づく資金需要を見込んでいたところ、ツーステップ・ローンの活用を希望する新規の計画認定はあったものの、円安や物価高等の影響を背景に、業界全体の投資が一部後ろ倒しになったことから、過年度に認定した計画を含め、令和5年度中のツーステップ・ローン活用には至らなかった。
- ・ 事業基盤強化促進円滑化業務については、過年度に認定した計画に基づく資金需要を見込んでいたものの、円安や物価高等を背景に、ツーステップ・ローンの活用には至らなかった。
- ・ 導入促進円滑化業務については、過年度に認定した計画及び新規に認定する計画に基づく資金需要を見込んでいたところ、ツーステップ・ローンの活用を希望する新規の計画認定はあったものの、昨今の低金利環境等により過年度に認定した計画を含め、ツーステップ・ローンの活用には至らなかった。
- ・ 供給確保促進円滑化業務について、ツーステップ・ローンの活用を希望する新規の計画認定はあったものの、認定後の事業環境の変化に伴い、借入スケジュールが後ろ倒しとなっている。

以上のことから、財政投融资としては2,367億円の運用残が生じた。
令和7年度については、具体的に見込まれる資金需要を勘案し、事業者への円滑な資金供給に支障をきたすことがないよう、2,004億円（全額財政融資資金）を要求している。

（参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額）

	3年度	4年度	5年度
運用残額	1,865 億円	2,104 億円	2,367 億円
運用残率	95.6 %	99.4 %	100.0 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

該当なし。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

「経済財政運営と改革の基本方針2024」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

① 要求内容

公庫が行う特定事業等促進円滑化業務は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う事業者、産業競争力の強化に資する事業再編又は事業適応を行う事業者、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行う事業者、生産性向上等の取組みを行う造船等事業者、高性能・高品質な特定船舶を導入する船舶運航事業者等及び特定重要物資等の安定供給確保のための取組みを行う事業者への資金供給の円滑化を図るものである。

② 記載箇所

- ・ 中堅・中小企業の自律的な成長と良質な雇用創出を促す。地域経済を牽引する中堅企業や売上100億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M&A・グループ化等を促進する。【事業再編促進円滑化業務】
(経済財政運営と改革の基本方針2024)
- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現、2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）という目標を踏まえ、官民協調による10年間で150兆円超のGX関連投資を推進しながら、2024年度中を目途に、「GX国家戦略」を策定するとともに、「エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」を改定する。サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に取り組む。【事業適応促進円滑化業務】
(経済財政運営と改革の基本方針2024)
- ・ 5G利活用等の優良事例を支えるサービス・システムの効果的・効率的な横展開、光ファイバ、5G、データセンター等のデジタル基盤の全国での整備、デジタル人材育成等を推進する。【開発供給等促進円滑化業務】
(経済財政運営と改革の基本方針2024)
- ・ 我が国の国際競争力強化のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、都市鉄道、港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、モータールコネクタの強化、航空・海運ネットワークの維持・活性化、造船業の競争力強化等を推進するとともに、担い手の確保・育成に取り組む。【事業基盤強化促進円滑化業務・導入促進円滑化業務】
(経済財政運営と改革の基本方針2024)
- ・ まちづくりGXを含むインフラ、カーボンニュートラルポート、建築物に加え、燃料電池鉄道車両、ゼロエミッション船、次世代航空機などモビリティ関連分野の脱炭素化を進める。【導入促進円滑化業務】

(経済財政運営と改革の基本方針2024)

- ・ 重要物資の供給上の課題について、不断の点検・評価を行った上で、国際連携による透明、強靱で持続可能なサプライチェーン構築を含め、安定供給確保のための施策を進める。【供給確保促進円滑化業務】
(経済財政運営と改革の基本方針 2024)

5 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

1. 決算についての総合的な評価

○損益計算書の状況

指定金融機関への貸付実績はなかった。資金運用収益（貸出金利息）は90百万円となり、政府補給金収入等を加え経常収益は263百万円となった。

一方で、資金調達費用（借入金利息）は90百万円となり、営業経費等を加え経常費用は298百万円となった。

この結果、経常損失及び当期純損失は35百万円となった。

○貸借対照表の状況

指定金融機関に対する貸出金81,094百万円が資産の大部分を占め、相応の資金を借入金により調達した。純資産は、当期純損失35百万円の計上により、246百万円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資 産 81,436 百万円
- 負 債 81,189 百万円
- 純資産 246 百万円

(2) 費用・収益の状況

- 費 用 298 百万円
- 収 益 263 百万円